

相談室だより 7月号

(No. 109号)

平成18年7月1日発行

熊取療育園
地域療育等支援相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
TEL: 072-453-5917
FAX: 072-452-9151
e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

認定調査の現状

5月号で、「認定調査に対して単にできると答えるのではなく、その状況を詳しく答えるように」と紹介させていただきました。しかし、最近聞こえてくる認定調査の実態は、理想どおりというわけでもなさそうです。

106項目の調査内容は、身体にも障害があれば別ですが、知的障害ゆえに困ってしまうことや難しいことが、なかなか反映されないようです。そのため、一次判定での障害程度区分が実際の状況よりも軽い区分で判定されがちです。希望するサービスが使えなくなることも考えられます。

そうならないように、調査の際には自らの現状をできる限り正確に、調査員へ伝える必要があります。それを「特記事項」にしっかりと記入してもらわなければなりません。たとえば調査の際に、通っている作業所や施設のスタッフなど、日ごろ自分に関わってくれていて信頼できる人に同席してもらうことができれば、話を補足してもらうことができるでしょう。同席が無理でも、そうした人から後日話を聞いてほしいと、調査員に希望することもできると思います。

調査項目について裏面に紹介していますので、参考にしてください。

お詫びと訂正

先月号にて、TELとFAX番号が間違えて記載されていました。正しくは、

TEL: 072-453-5917 FAX: 072-452-9151

です。お詫びして訂正いたします。

医師の意見書

一方、審査会による二次判定の際に必要なとされる、医師の「意見書」についても、「特に主治医がないため、市から紹介された知らない医師に頼まなければならない、理解してもらえるか不安だ」「病気や身体機能の問題がなければ、他は適当に書かれてしまう」などの話が聞かれています。

「意見書が審査会で用いられ、一次判定での障害程度区分が見直されること」「意見書しだいで必要なサービスが使えなくなることもありうること」を、医師に理解してもらうことが大切です。その上で、ただ介護の必要性が高いというだけでなく、たとえば「初めての場面が苦手で、一人では緊張しすぎて動けなくなってしまう」など、自分のふだん困っていることが具体的に意見書に盛り込まれるよう、医師に伝えましょう。



頑張った分だけ、正しく評価されたい。そして、正しく評価されるために、自分の苦手や至らぬところを自分で正しく認識したいと思う。

(見学)